

4 医療法人及び社会福祉法人における財務諸表等の届出及びディスクロージャーの徹底

勸告	説明図表番号
<p>今回、学校法人、医療法人及び社会福祉法人の3種類の法人について、平成23年度における財務諸表等の所轄庁への届出及び各事務所への備置きの状況を調査した結果、医療法人及び社会福祉法人に関し次のような状況がみられた。</p>	表4-1-1~6
<p>(1) 医療法人</p> <p>今回、6地方厚生(支)局に対し、所管する医療法人の中から10法人を任意に抽出するよう依頼し、抽出された合計60法人について平成23年度における財務諸表等の各地方厚生(支)局への届出の状況を当省で調査した結果、事業報告書に予算総会又は決算総会の開催日の記載のないものが7法人、財産目録と貸借対照表とで価額が一致していないものが1法人等みられた。ちなみに、1地方厚生(支)局のデータによれば、所管する599法人(平成24年度末現在)のうち、財務諸表等の届出のないものが37法人みられた。</p>	表4-(1)-1~3
<p>また、医療法人の各事務所における財務諸表等の備置きについては、今回調査できた27法人中20法人で実施されていなかった。一方、厚生労働省本省及び地方厚生(支)局は、医療法人における財務諸表等の備置きの状況を把握していなかった。</p>	表4-(1)-4~6
<p>(2) 社会福祉法人</p> <p>今回、6地方厚生局及び14都道府県に対し、所管する社会福祉法人の中から10法人を任意に抽出するよう依頼し、抽出された合計200法人(大臣所管法人60、知事所管法人140)について平成23年度における財務諸表等の所轄庁への届出の状況を当省で調査した結果、所轄庁への届出期限(毎会計年度終了後3月以内)を超過しているものが14法人(全て知事所管法人)、必要な書類が届け出られていないものが47法人(大臣所管法人24、知事所管法人23)、現況報告書に理事会の開催日の記載のないものが5法人(大臣所管法人1、知事所管法人4)みられた。ちなみに、6地方厚生局及び14都道府県のデータによれば、これら所轄庁が所管する全3,378法人のうち、当該届出が行われていないものが17法人あった。</p>	表4-(2)-1~4
<p>また、社会福祉法人の各事務所における財務諸表等の備置きについては、今回調査できた45法人中8法人で実施されておらず、備置きが実施されている法人の中にも、必要な書類の一部が備え置かれていないなどの状況が10法人でみられた。一方、3地方厚生局及び5都道府県では、社会福祉法人における財務諸表等の備置きの状況を把握していなかった。</p>	表4-(2)-5~7

【所見】

したがって、厚生労働省は、医療法人及び社会福祉法人における財務諸表等の届出やディスクロージャーの徹底による健全かつ安定的で透明性の高い運営の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 医療法人及び社会福祉法人に対し、財務諸表等の届出について、届出期限、添付書類及び届出書類の記載事項に関し関係法令等を遵守して行うよう、所轄庁を通じて改めて指導すること。また、所轄庁に対し、届出内容の点検を的確に行うよう指導すること。
- ② 医療法人及び社会福祉法人に対し、関係法令に定めるディスクロージャーを徹底するよう、所轄庁を通じて改めて指導すること。

表 4 - 1 所轄庁に対する学校法人の財務諸表等の届出等に関する規定

○ **私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）（抄）**

（私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助）

第 4 条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。

2 （略）

（学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助）

第 9 条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

（書類の作成等）

第 14 条 第 4 条第 1 項又は第 9 条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。

3 前項の場合においては、第 1 項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

○ **学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）（抄）**

（計算書類）

第 4 条 学校法人が作成しなければならない計算書類は、次に掲げるものとする。

- 一 資金収支計算書及びこれに附属する次に掲げる内訳表
 - イ 資金収支内訳表
 - ロ 人件費支出内訳表
- 二 消費収支計算書及びこれに附属する消費収支内訳表
- 三 貸借対照表及びこれに附属する次に掲げる明細表
 - イ 固定資産明細表
 - ロ 借入金明細表
 - ハ 基本金明細表

○ **「私立学校振興助成法等の施行について」（昭和 51 年文管振第 153 号）（抄）**

第 3 私立学校振興助成法施行に当たり留意すべき事項

- 一 前記第 2 の 6 の私立学校振興助成法第 14 条に規定する財務計算に関する書類及び収支予算書の所轄庁への届出期限は、文部大臣所轄の学校法人にあつては、毎年度、財務計算に関する書類については当該年度の翌年度の 6 月 30 日までとし、収支予算書については当該年度の 6 月 30 日までとすること。なお、知事所轄の学校法人にあつては、所轄庁の定めるところ

によること。

二・三 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 4-2 学校法人の財務諸表等の届出の遵守状況

○ 届出期限の遵守状況

所轄庁	調査法人数	届出期限超過法人数	超過日数
大臣所管法人	10	1	3日
知事所管法人	70 (／140) (注4)	2	6日 10日
合計	80	3	—

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 所轄庁に届け出られていた平成23年度の学校法人の財務諸表等の中から任意に各10法人の抽出を依頼し、調査したものである。
3 所轄庁での財務諸表等の書類の受付日を届出日として集計している。
4 知事所管法人の調査法人数「70 (／140)」は、抽出した140法人のうち、書類上、届出日が確認できた70法人を対象としたことを指す。

○ 財務諸表等の届出状況

届出書類	届出を要する書類に不足があった法人数	
	大臣所管法人 (10)	知事所管法人 (140)
資金収支計算書	0	0
資金収支内訳書	0	0
人件費支出内訳表	0	0
消費収支計算書	0	0
消費収支内訳表	0	0
貸借対照表	0	0
固定資産明細表	0	0
借入金明細表	0	0
基本金明細表	0	0
収支予算書	0	2
監査報告書	0	0

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 当省が調査した所轄庁に届け出られていた平成23年度の学校法人の財務諸表等の中から任意に各10法人の抽出を依頼し、合計150法人分を調査したものである。
3 「大臣所管法人」及び「知事所管法人」の後の()内は、今回の調査で書類の届出状況について確認を行った法人数である。

表 4-3 学校法人の財務諸表等の備置き及び閲覧に関する規定

<p>○ 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）（抄） （財産目録等の備付け及び閲覧）</p> <p>第 47 条 <u>学校法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。</u></p> <p>2 <u>学校法人は、前項の書類及び第 37 条第 3 項第 3 号の監査報告書（第 66 条第 4 号において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>第 66 条 <u>次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処する。</u></p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 <u>第 47 条第 2 項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。</u></p> <p>五～八 （略）</p>
--

（注） 下線は当省が付した。

表 4-4 学校法人の財務諸表等の閲覧及びその対象者に関する通知

<p>○ 「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（通知）」（平成 16 年 7 月 23 日付け 16 文科高第 304 号文部科学省高等教育局私学部長通知）（抄）</p> <p>1. 財務情報の公開について</p> <p>（1）閲覧に供することが義務付けられる書類の様式参考例等について</p> <p>ア 今回の法改正により、閲覧に供することが義務付けられる書類は、次のとおりであること。</p> <p>①財産目録、②貸借対照表、③収支計算書、④事業報告書、⑤監事による監査報告書</p> <p>イ 収支計算書は、基本的に資金収支計算書及び消費収支計算書がこれに該当するものであること。</p> <p>なお、複数の学校を設置している場合等、必要に応じ、学校ごとの内訳を示すなど積極的な取組が望まれること。</p> <p>ウ 財産目録、貸借対照表、収支計算書については、別添 1～3 のとおり様式参考例を定めたので、各学校法人におかれては、これらを参考とされたいこと。</p> <p>なお、学校法人会計基準（昭和 46 年 4 月 1 日文部省令第 18 号）に従い貸借対照表及び収支計算書を作成している学校法人にあっては、これらを閲覧に供すれば足りること。ただし、この場合は、同会計基準による様式は補助金交付の観点からの表示区分となっているものである旨を注記等により示すことが適当であること。</p> <p>エ 法第 26 条第 3 項に規定する収益事業に係る財務書類についても、閲覧の対象となるものであること。これらの財務書類については、その事業に応じて適宜作成されたいこと。</p> <p>オ 今回、新たに事業報告書の作成を義務付けたのは、財務書類だけでは、専門家以外の者に容易に理解できない場合が多いと考えられることから、財務書類の背景となる学校</p>
--

法人の事業方針やその内容を分かりやすく説明し、理解を得るためであること。

事業報告書については、法人の概要、事業の概要及び財務の概要に区分し作成することが適当であり、別添4のとおり記載する事項の例示を記載例として定めたので、各学校法人におかれては、これを参考としつつ適宜作成されたいこと。

カ 監事による監査報告書の内容については、各学校法人の規模や実情等に応じ各監事において適切に判断し作成されたいこと。

キ・ク (略)

(2) 閲覧の対象者等について

ア 法第47条の規定による閲覧の対象者は、「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人」であること。

ここにいう「利害関係人」とは、在学者のほか、学校法人との間で法律上の権利義務関係を有する者を指すものであり、具体的には、例えば、

- ① 当該学校法人の設置する私立学校に在学する学生生徒やその保護者
- ② 当該学校法人と雇用契約にある者
- ③ 当該学校法人に対する債権者、抵当権者

等がこれに該当すること。

したがって、例えば、当該学校法人の設置する私立学校の近隣に居住する者ということのみでは、利害関係人には該当しないこと。

また、当該学校法人の設置する私立学校に入学を希望する者については、当該学校法人において、入学する意思が明確に確認できると判断した場合等には、利害関係人に該当すると考えられること。

なお、これら法律による閲覧請求権が認められる者以外の者に対しても、各学校法人の判断により、積極的な情報公開の観点から、柔軟に対応することが望ましいこと。

(以下略)

表4-5 学校法人における財務諸表等の備置きの状況

(単位：法人)

区分	大臣所管法人 (16)	知事所管法人 (15)
閲覧に供する財務諸表等を備えて置いている	14	15
閲覧に供する財務諸表等を備えて置いていない	2	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「大臣所管法人」及び「知事所管法人」の後の()内は、今回の調査で備置きの状況について確認を行った法人数である。

表4-6 都道府県による学校法人の財務諸表等の備置きの確認状況

○ 所轄庁による財務諸表等の備置きの確認状況

(単位：機関)

区分	文部科学省	都道府県 (14)
備置きの状況を把握している	1	12
備置きの状況を把握していない	—	2

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 所轄庁が所管法人に実地調査に入った際の備置きの確認状況について整理した。
 3 「都道府県」の後の()内は、今回の調査を行った都道府県数である。

(参考) 財務諸表等の備置きや保存に不備がある理由

ある県では、私立学校検査実施要綱を定め、学校法人等及び私立学校に係る業務及び会計の状況等について検査し、必要な指導助言又は指摘を行い、もって私立学校の健全な発達に資することを目的として、年度ごとに年間検査計画を定めて学校法人に係る実地調査を行っている。

同県が平成23年度に調査を行った結果、財務諸表等の備置きや保存に不備がある法人が見つかっており、その不備の理由として同県が把握しているものは次のとおりである。

- 財務諸表等を備えて置く義務を知らない、又は忘れている。特に事業報告書については、作成義務があることを知らない。
- 財務諸表等の書類等について、税理士等に任せきりにしており、法人側で意識して管理していない。
- 財務諸表等の閲覧の請求を受けてから、作成すればよいものと勘違いしている。

(注) 当省の調査結果等による。

表4-(1)-1 所轄庁に対する医療法人の財務諸表等の届出等に関する規定

○ 医療法（昭和23年法律第205号）（抄）

第46条の4 (略)

2～6 (略)

7 監事の職務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。

四～七 (略)

第51条 医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2・3 (略)

第 51 条の 2 医療法人（社会医療法人を除く。）は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

一 （略）

二 第 46 条の 4 第 7 項第 3 号の監査報告書（以下「監事の監査報告書」という。）

三 （略）

2 （略）

第 52 条 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後 3 月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届け出なければならない。

一 事業報告書等

二 監事の監査報告書

三 （略）

2 都道府県知事は、定款若しくは寄附行為又は前項の届出に係る書類について請求があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

第 68 条の 2 2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、（中略）第 52 条中（中略）「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」（中略）とする。

2 （略）

○ 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）（抄）

第 43 条の 3 法第 71 条の 5 第 1 項及び令第 5 条の 23 第 1 項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。（後略）

一～四 （略）

五 法第 68 条の 2 の規定により読み替えて適用される（中略）第 52 条（中略）並びに第 64 条第 1 項に規定する権限

六～九 （略）

2 法第 71 条の 5 第 2 項及び令第 5 条の 23 第 2 項の規定により、前項第一号から第三号まで及び第五号から第九号までに掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。（後略）

○ 「2 以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の設立認可申請等について」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政指発第 0330005 号）（抄）

1 医療法人関係手続一覧（申請及び届出）（略）

2 手続方法

①～④ （略）

⑤ 定款又は寄付行為の変更、決算、登記完了等の届出

（注意事項）法 68 条の 2 第 2 項に規定する経由事務に含まれないが、届出をする医療法人にあつては、主たる事務所の所在する都道府県に届出書類を提出すること。

○ 「医療法人における事業報告書等の様式について」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政指発第 0330003 号）（抄）

様式 1

事業報告書

1 医療法人の概要

(略)

2 事業の概要

(1)～(3) 略

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

平成〇〇年〇〇月〇〇日 平成〇〇年度決算の決定

平成〇〇年〇〇月〇〇日 定款の変更

平成〇〇年〇〇月〇〇日 社員の入社及び除名

平成〇〇年〇〇月〇〇日 理事、監事の選任、辞任の承認

平成〇〇年〇〇月〇〇日 平成〇〇年度の事業計画及び収支予算の決定

” 平成〇〇年度の借入金額の最高限度額の決定

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 4 - (1) - 2 医療法人の財務諸表等の届出の遵守状況

(単位：法人)

	法人 (60)
届出書類の内容に不備がある (注 3)	9
・ 予算総会の開催日が事業報告書に未記載	6
・ 予算総会及び決算総会の開催日が事業報告書に未記載	1
・ 貸借対照表と財産目録の価額が不一致	1
・ 損益計算書において、本来業務の事業損益と附帯業務の事業損益を区分せずに記載	2

(注) 1 当省の調査結果による。

2 当省が調査した 6 地方厚生(支)局に届け出られていた平成 23 年度の医療法人の財務諸表等の中から、任意に各 10 法人の抽出を依頼し、合計 60 法人分を調査したものである。

3 「届出書類の内容に不備がある」の具体的な項目には、一つの法人が複数の項目に該当する場合がある。

表 4 - (1) - 3 関東信越厚生局における平成 23 年度の医療法人の財務諸表等の届出の状況

(単位：法人)

所管法人数	届出状況	
	届出法人数	未届出法人数
599	562	37

(注) 1 当省の調査結果による。

2 所管法人数は平成 24 年度末現在の数値である。

表4- (1) - 4 医療法人の財務諸表等の備置き及び閲覧に関する規定

<p>○ 医療法（昭和23年法律第205号）（抄）</p> <p>第46条の4 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 監事の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。</p> <p>四～七 （略）</p> <p>第51条 医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第51条の2 <u>医療法人（社会医療法人を除く。）は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>一 <u>事業報告書等</u></p> <p>二 <u>第46条の4第7項第3号の監査報告書（以下「監事の監査報告書」という。）</u></p> <p>三 <u>定款又は寄附行為</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第76条 <u>次の各号のいずれかに該当する場合には、医療法人の理事、監事又は清算人は、これを20万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。</u></p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 <u>第51条の2の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当の理由がないのに同条の規定による閲覧を拒んだとき。</u></p> <p>五～十 （略）</p>
--

(注) 下線は当省が付した。

表4- (1) - 5 医療法人における財務諸表等の備置きの状況

(単位：法人)

区 分	法人
閲覧に供する財務諸表等を備えて置いている	7
閲覧に供する財務諸表等を備えて置いていない	20
計	27

(注) 1 当省の調査結果による。

2 今回調査した29法人のうち、備置きの状況を確認できた27法人を対象とした。

表 4 - (1) - 6 医療法人において閲覧に供する財務諸表等を備えて置いていない主な理由

理 由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今までに一度も閲覧請求がないため。(6 法人) ・ 閲覧を希望する者は地方厚生(支)局に閲覧請求できるため。(3 法人) ・ 閲覧対象者には財務諸表等を配布しているため。(3 法人) ・ 備置きが必要ということを承知していないため。(2 法人) ・ 地方厚生(支)局から財務諸表等を備え置くよう指導がないため。(1 法人)

(注) 当省の調査結果による。

表 4 - (2) - 1 所轄庁に対する社会福祉法人の財務諸表等の届出等に関する規定

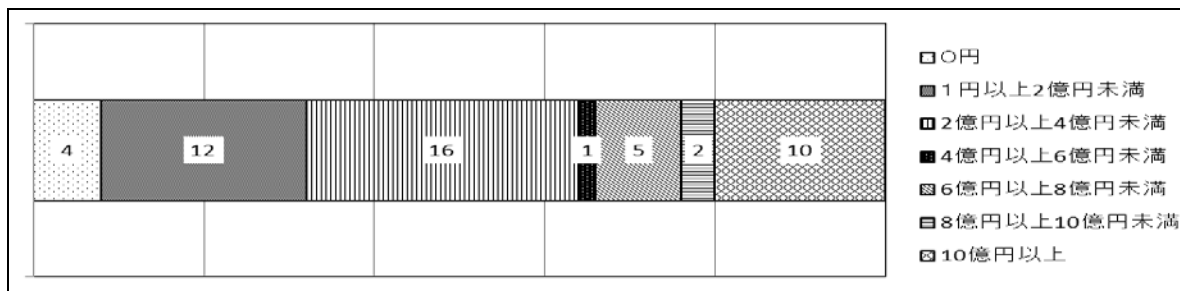
<p>○ 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)(抄) (所轄庁への届出)</p> <p>第 59 条 <u>社会福祉法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を、所轄庁に届け出なければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>○ 社会福祉法施行規則(昭和 26 年厚生省令第 28 号)(抄) (現況の報告)</p> <p>第 9 条 第 59 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該会計年度の初日における役員の氏名及び職業並びに代表権を有する者の住所及び年齢</p> <p>二 前会計年度における事業の概要</p> <p>三 前会計年度末における主要な財産の所有状況</p> <p>2 <u>法第 59 条第 1 項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項についての現況報告書 2 通を提出することにより行うものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の現況報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>一 <u>前会計年度末における貸借対照表</u></p> <p>二 <u>前会計年度の収支計算書</u></p> <p>○ 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について(平成 13 年 7 月 23 日付け雇児発第 488 号、社援発第 1275 号、老発第 274 号)(抄)</p> <p>3 法人に対する指導監督の徹底について</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、厳正に審査を行われたいこと。</p> <p>特に、「現況報告書」に添付される財務諸表については、各会計単位ごとの審査はもちろんのこと、各会計単位間及び経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。</p> <p>(6) ~ (9) (略)</p>
--

(注) 下線は当省が付した。

表4-(2)-2 社会福祉法人における積立金の状況

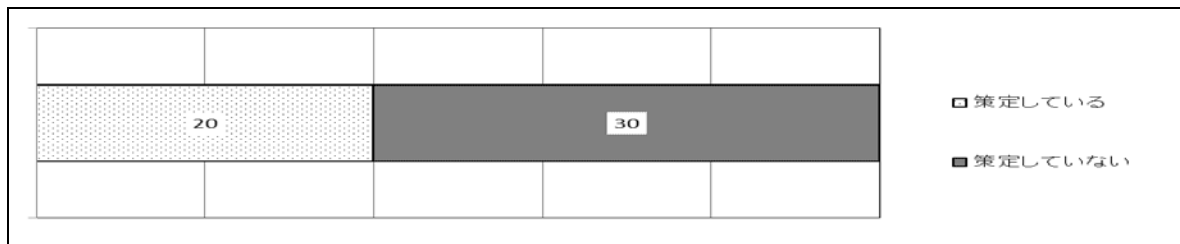
今回、大臣所管の34及び知事所管の16の50社会福祉法人について、その貸借対照表の「その他の積立金」及び「次期繰越活動収支差額」の合計額又は法人における計算額を調査した結果は次のとおり。

○ 積立金額の状況



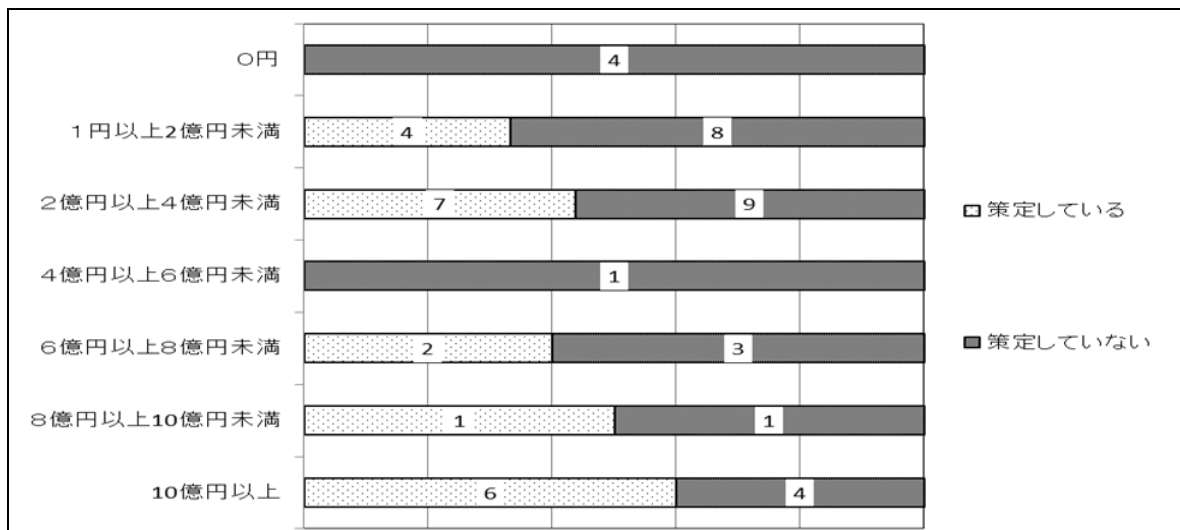
(注) 当省の調査結果による。

○ 積立金の使途に係る計画策定状況



(注) 当省の調査結果による。

○ 積立金の使途に係る計画策定状況（積立金額別）



(注) 当省の調査結果による。

表 4 - (2) - 3 社会福祉法人の財務諸表等の届出の遵守状況

(単位：法人)

遵守されていない例	法人数		
	大臣所管 法人 (60)	知事所管 法人 (140)	計 (200)
届出期限を超過している	— (注3)	14	14
届出書類が不足している (注4)	24	23	47
・ 主な事業報告が届け出られていない	1	3	4
・ 財産目録が届け出られていない	1	1	2
・ 社会福祉事業の事業活動収支計算書が添付されていない	1	1	2
・ 公益事業又は収益事業を行っていないながら、その区分がされていない、またはその財務諸表の提出がない	22	17	39
・ 監事監査報告書が添付されていない	2	4	6
現況報告書に理事会開催日の記載がない	1	4	5
・ 予算の理事会開催日が現況報告書に未記載	0	1	1
・ 決算の理事会開催日が現況報告書に未記載	1	1	2
・ 予算の理事会及び決算の理事会開催日が現況報告書に未記載	0	2	2

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 当省が調査した所轄庁に届け出られていた平成 23 年度の社会福祉法人の現況報告書等の中から、任意に各 10 法人の抽出を依頼し、合計 200 法人分を調査したものである。
 3 都道府県における現況報告書等の受理日が不明であり、期限までに提出されているか否かは不明である。
 4 「届出書類が不足している」の具体的な内容の項目には、一つの法人が複数の項目に該当する場合がある。

表 4 - (2) - 4 社会福祉法人の財務諸表等の届出状況

(単位：法人)

区分	大臣所管法人	知事所管法人	計
所管法人数	321	3,057	3,378
届出のない法人数	0	17	17

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 今回調査した 7 地方厚生局及び 15 都道府県のうち、6 地方厚生局及び 14 都道府県における状況である。

表4-2-5 社会福祉法人の財務諸表等の備置き及び閲覧に関する規定

<p>○ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）</p> <p>（会計）</p> <p>第44条 社会福祉法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。</p> <p>2 <u>社会福祉法人は、毎会計年度終了後2月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成しなければならない。</u></p> <p>3 理事は、前項の書類を監事に提出しなければならない。</p> <p>4 <u>社会福祉法人は、第2項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面を各事務所に備えて置き、当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>第133条 <u>次の各号のいずれかに該当する場合には、社会福祉法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。</u></p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 <u>第44条第4項の規定による同条第2項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。</u></p> <p>五～七 （略）</p>

（注） 下線は当省が付した。

表4-2-6 社会福祉法人における財務諸表等の備置き状況

（単位：法人）

区分	大臣所管 法人 (31)	知事所管 法人 (14)	計 (45)
閲覧に供する財務諸表等を適正に備えて置いている	19	8	27
閲覧に供する財務諸表等を備えて置いていない	5	3	8
備えて置いている財務諸表等に不足がみられる	7	3	10
財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見を付した書類が備え置かれていない	0	1	1
事業報告書、財産目録及び監事の意見を付した書類が備え置かれていない	1	0	1
事業報告書及び監事の意見を付した書類が備え置かれていない	2	0	2
監事の意見を付した書類が備え置かれていない	3	2	5
主たる事務所にのみ備え置いており、その他の事務所には備え置いていない	1	0	1

（注） 1 当省の調査結果による。

2 今回調査した52法人（大臣所管35、知事所管17）のうち、備置きの状況を確認できた45法人を対象とした。

表4- (2) - 7 所轄庁による社会福祉法人の財務諸表等の備置きの確認状況

(単位：機関)

区分	地方厚生局（7）	都道府県（15）
備置きの状況を把握している	4	10
書類内容の確認を実施している	3	5
書類内容の確認を実施していない	1	5
備置きの状況を把握していない	3	5

(注) 当省の調査結果による。